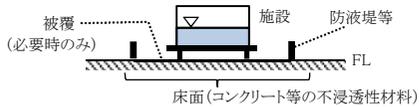
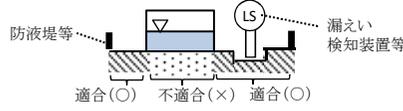
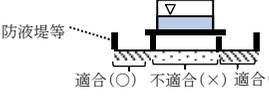
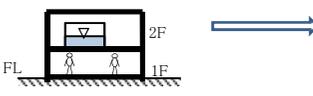
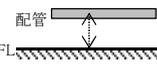
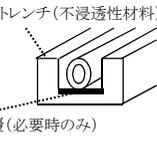
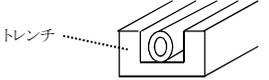
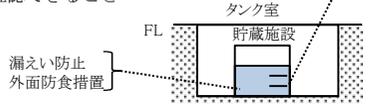


【参考資料】有害物質使用特定施設等における構造基準の概要（A基準、B基準のみ）

対象箇所	新設または既設対象（A基準）		既設対象（B基準）（H24.6.1より前に設置した施設）	
	構造基準	点検方法	構造基準	点検方法
床面及び周囲 A基準：①、②のいずれか B基準：①、②のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・床面は不浸透性材料とし、必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆 ・防液堤、側溝、溜枡、SUS受皿又はこれらと同等以上の装置（防液堤等）を設置 	・床面のひび割れ、被覆損傷等の有無（1回/年以上） ・防液堤のひび割れ等の有無（1回/年以上）	① 施設本体が床面に接し、本体の接する床面がA基準に適合しない場合において、以下の全てを満たすこと ・本体下部以外の床面及び周囲はA基準に適合 ・漏えい等検知装置又はこれと同等以上の措置 	◇床面及び周囲 ・床面のひび割れ、被覆損傷等の有無（1回/年以上） ・防液堤のひび割れ等の有無（1回/年以上） ◇施設本体 ・施設本体のひび割れ、損傷等の有無（1回/年以上） ・施設本体からの漏えいの有無 ※目視又は漏えい等検知装置の場合：1回/月以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度
② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	② 施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準に適合しないが、それ以外の周囲の床面が適合すること 	・床の下への漏えいの有無の点検が必要。（1回/月以上）	
構造基準の適用が除外される場合	施設本体が設置される床の下部に、上部（天井部分等）からの漏えいを目視により容易に（日常活動の中で）確認できる場合は、基準を満たすことは要求されない。 			
地上配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等 A基準：①、②のいずれか B基準：①	① 以下の全てを満たすこと ・漏えい防止に必要な強度を有する ・容易に劣化するおそれがない ・外面に防食措置（腐食のおそれがなければ不要） ② 漏えいを容易に目視確認できるように、床面から離して設置されていること 	・配管等の損傷等の有無（1回/年以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回/年以上）	① 漏えいが目視で確認できるように設置されていること	・配管等の損傷等の有無（1回/6月以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回/6月以上）
地下配管等※ ※配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等 A基準：①～③のいずれか B基準：①～③のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・トレンチの中に設置 ・トレンチ底面及び側面は不浸透性材料とし、底面は必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆 	・配管等の損傷等の有無（1回/年以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回/年以上） ・トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無（1回/年以上）	① トレンチの中に設置されていること 	・配管等の損傷等の有無（1回/6月以上） ・配管等からの漏えいの有無（1回/6月以上） ・トレンチのひび割れ、被覆の損傷等の有無（1回/6月以上）
	② 以下の全てを満たすこと ・漏えい防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれがないこと（耐加重も考慮） ・外面に防食措置（腐食のおそれがなければ不要）	・配管等からの漏えい等の有無 ※圧力または水位による点検：1回/年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度 ※所定の条件を満たす場合：1回/3年	② 配管等からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を確認できる措置（流量変動の計測等）が講じられていること	・配管等からの漏えい等の有無 1回/月以上 ※有害物質の濃度測定による場合：1回/3月以上
	③ ①、②と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	③ ①又は②と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度

対象箇所	新設または既設対象 (A基準)		既設対象 (B基準) (H24.6.1より前に設置した施設)	
	構造基準	点検方法	構造基準	点検方法
排水溝※ ※排水溝、排水ます等。配管で送水される場合には、配管の基準を適用。 A基準：①、②のいずれか B基準：①、②のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・地下浸透防止に必要な強度を有すること ・容易に劣化するおそれがないこと ・表面を必要に応じ耐薬品性及び不浸透性材質で被覆	・排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の有無 1回/年以上 〔※地下浸透確認の措置を講じ、かつ地下浸透の点検を1回/月(濃度測定なら1回/3月)行う場合：1回/3年〕	① 排水溝等からの地下浸透の検知装置又は地下浸透を確認できる措置(流量変動の計測等)が講じられていること	・排水溝等のひび割れ、被覆損傷等の有無(1回/6月以上) ・排水溝等から地下への浸透の有無 〔1回/月以上 ※有害物質の濃度測定による場合：1回/3月以上〕
	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度
地下貯蔵施設 A基準：①、②のいずれか B基準：①～③のいずれか	① 以下の全てを満たすこと ・タンク室内への設置や、二重殻構造等、漏えい防止措置を講じた構造及び材質 ・外面に防食措置(腐食のおそれがない場合は不要) ・有害物質を含む水の量を確認できること 	・貯蔵施設からの漏えい等の有無の確認 〔※圧力または水位による点検：1回/年以上 ※消防法第11条第5項規定の完成検査から15年未満のタンク：1回/3年以上 ※漏えい検知装置、漏えい確認措置等が取られ、かつ漏えいの点検が1回/月(濃度測定なら1回/3月)実施されている場合：1回/3年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度〕	① 以下の全てを満たすこと ・有害物質を含む水の量を確認できること ・施設からの漏えい等の検知装置又は漏えい等を確認できる措置(流量変動の計測等)が講じられていること	・施設からの漏えい等の有無 1回/月以上 〔※有害物質の濃度測定による場合：1回/3月以上〕
			② 以下の全てを満たすこと ・有害物質を含む水の量を確認できること ・内部にコーティングがされていること	・漏えい等の有無の確認 〔※圧力または水位変動による点検：1回/年以上 ※それ以外の点検：方法に応じた頻度〕
	② ①と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度	③ ①又は②と同等以上の措置	・措置に応じた内容・頻度

※1：施設本体については、地下構造に関するものを除き、構造等に関する基準は規定されていない(定期点検の方法については規定されている)ことから、上表には記載していない

※2：本資料は構造等基準についての概要を把握するためのものであり、適合の判定等、個別の事案については所管する県民事務所等窓口へお問合せください